

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 診療科に、科長及び副科長を置く。</p> <p>2 科長は、医学研究科又は医学部の教授をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、<u>医学研究科、医学部又は病院の准教授又は講師</u>をもつて充てることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条 (同 左)</p> <p>2 科長は、医学研究科又は医学部の教授をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、<u>医学研究科若しくは医学部の准教授若しくは講師又は病院の教授、准教授若しくは講師</u>をもつて充てること ができる。</p> <p>3～5 (同 左)</p> <p>附 則 (令和5年達示第42号) この規程は、令和5年10月1日から施行する。</p>